

敬愛大学環境情報研究所運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、敬愛大学環境情報研究所の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(運営組織)

第2条 研究所に 5 名の委員からなる運営委員会をおく。

2. 運営委員会の議長は、所長があたる。

(運営委員)

第3条 運営委員は、所員の中から選出される。

2. 運営委員には、副所長を含むものとする。

(運営委員の任期)

第4条 運営委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の審議事項)

第5条 運営委員会は次の各項に掲げる事項について審議する。

1. 敬愛大学環境情報研究所規程第 3 条に規程する事項

2. その他研究所の運営に関する事項

(運営委員会の議決)

第6条 運営委員会は、過半数の出席により成立する。

2. 運営委員会は、出席した運営委員の過半数でこれをを行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃については、運営委員会・所員会議の議を経て、学部長の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、1992年（平成 4 年）4 月 1 日より施行する。

附 則

本規程は、1997年（平成 9 年）4 月 1 日より施行する。